令和３年度（2021 年度）第２回北海道男女平等参画審議会　次第

令和３年(2021 年) １１月２６日（金）10:30～
北海道第二水産ビル３階　３Ｓ会議室

１　開　　会
・挨拶（北海道環境生活部長　森　隆司）

２　議　　題
（１）会長及び副会長の選出
（２）説明・報告事項
　ア　北海道男女平等参画審議会の公開について
　イ　北海道男女平等参画審議会の所掌事項について
　ウ　第３次北海道男女平等参画基本計画の推進状況について
　エ　配偶者暴力（ＤＶ）に関する北海道の状況（令和２年度・暫定）について

（３）審議事項
　ア　専門部会の設置について
　　（ア）北海道男女平等参画チャレンジ賞の受賞者選考について

（４）そ の 他

３　閉　　会

【配付資料】
・資料１　　北海道男女平等参画審議会委員名簿
・資料２　　北海道男女平等参画審議会の公開について
・資料３　　北海道男女平等参画審議会傍聴要領
・資料４－１　第３次北海道男女平等参画基本計画 平成 30 年 3 月北海道（冊子・概要版）
・資料４－２　男女平等参画行政関係年表（法律施行後）
・資料５　　第３次北海道男女平等参画基本計画 推進状況（令和 2 年度末）
・資料６　　道内における配偶者からの暴力に関する状況(暫定)
・資料７－１　北海道男女平等参画審議会専門部会の設置について
　　（北海道男女平等参画チャレンジ賞受賞者選考部会）
・資料７－２　北海道男女平等参画チャレンジ賞実施要綱
・資料７－３　令和元(2019)年度 北海道男女平等参画審議会専門部会(チャレンジ賞選定)
　　開催状況(概要)

北海道男女平等参画審議会委員名簿

任期：令和3年（2021年）10月28日から令和5年（2023年）10月27日まで

令和3年（2021年）10月28日現在

氏名	住所	所属等	職名等
石田（いしだ）　哲（てつ）	芽室町	芽室町役場	
小笠原（おがさわら）　圭奈子（かなこ）	札幌市	札幌弁護士会	
岡田（おかだ）　久美子（くみこ）	江別市	札幌学院大学	
小田（おだ）　眞由美（まゆみ）	札幌市	公募	
金子（かねこ）　ユリ	札幌市	日本労働組合総連合会北海道連合会	
桑原（くわはら）　崇（たかし）	札幌市	北海道経済連合会	
小森（こもり）　利通（としゆき）	帯広市	株式会社ズコーシャ	
齋藤（さいとう）　由布子（ゆうこ）	札幌市	公募	
繁富（しげとみ）　奈津子（なつこ）	札幌市	公募	
中村（なかむら）　雄司（ゆうじ）	七飯町	七飯町役場	
土門（どもん）　伸一（しんいち）	稚内市	稚内市役所	
馬場（ばば）　亨（とおる）	札幌市	ＳＣＳＫ北海道株式会社	
三浦（みうら）　英悟（えいご）	札幌市	北海道中学校長会	
山崎（やまざき）　菊乃（きくの）	札幌市	北海道シェルターネットワーク （NPO法人女のスペース・おん）	
山宮（やまみや）　輝美（てるみ）	由仁町	札幌人権擁護委員連合会	

資料2

北海道男女平等参画審議会の公開について

会議の公開

1　北海道男女平等参画審議会の会議は、公開とする。

2　ただし、公開することにより公平かつ中立な審議等に著しい支障を及ぼすおそれがある等相当の理由があると会長が認めるときは、これを非公開とすることができる。

3　会長は、会議の公開に当たり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、傍聴者の制限その他の必要な制限を課すことができる。

資料の公開

審議会の資料については、審議の途中にあるもの、その他公開することにより公平　かつ中立な審議等に著しい支障を及ぼすおそれがある等相当の理由があると会長が認　めるものを除き、公開するものとする。

資料3

北海道男女平等参画審議会傍聴要領

1　傍聴する場合の手続

⑴　北海道男女平等参画審議会の傍聴を希望する方は、原則として会議の開催予定時刻までに受付で氏名、住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。

⑵　傍聴の受付は先着順で行いますので、定員になり次第、受付を終了します。

2　傍聴するにあたっての守るべき事項

傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

⑴　会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。

⑵　会議中において、飲食及び喫煙などはできません。

⑶　会議中において、写真撮影、録画、録音等はできません。ただし、北海道男女平等参画審議会会長が認めた場合は、この限りではありません。

⑷　その他会議開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。

3　会議の秩序の維持

⑴　上記2のほか、傍聴される方は、事務局の指示に従ってください。
おわかりにならないことがあれば事務局にお聞きください。

⑵　傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

資料4-2

男女平等参画行政関係年表

	国際社会の動き	国内の動き	道内の動き
平成11 (1999年)		6月　男女共同参画社会基本法施行 7月　食料･農業･農村基本法公布、施行	3月　「北海道の女性」発行
平成12 (2000年)	6月　国連特別総会女性2000年会議(於ﾆｭｰﾖｰｸ)開催	9月　男女共同参画審議会「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申 12月　男女共同参画基本計画策定	11月　北海道男女共同参画懇話会「男女平等参画に関する条例の制定に向けて」意見書
平成13 (2001年)		1月　内閣府男女共同参画局設置 男女共同参画会議設置 7月　閣議決定「仕事と子育ての両立支援策の方針について」 10月　配偶者暴力防止法施行 11月　育児・介護休業法一部改正	1月　「女性に対する暴力」実態調査報告書発行 4月　北海道男女平等参画推進条例施行 4月　女性室を男女平等参画推進室に改組 北海道男女共同参画推進本部を北海道男女平等参画推進本部に改組 北海道男女共同参画推進員を北海道男女平等参画推進員に改称 7月　北海道男女平等参画審議会設置 10月　北海道男女平等参画苦情処理委員設置
平成14 (2002年)		2月　アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催	3月　北海道男女平等参画基本計画策定 審議会等への女性委員の登用目標率30% 4月　北海道立女性相談援助センターで配偶者暴力相談支援センターの業務を開始 9月　男女平等参画推進室及び各支庁で配偶者暴力相談支援センターの業務の一部を開始 11月　「男女共同参画フォーラム in 北海道」開催
平成15 (2003年)		6月　男女共同参画推進本部決定「女性のﾁｬﾚﾝｼﾞ支援策の推進について」 7月　男女共同参画社会の将来像検討会開催 7月　第4回、5回女子差別撤廃条約実施状況報告審議 7月　次世代育成支援対策推進法成立	1月　「男女平等参画に関する意識調査」発行 6月　北海道男女平等参画審議会「男女平等参画の状況に関する指標の設定について」建議 12月　北海道男女平等参画推進本部「男女平等参画に関する指標及び参考項目」決定

	国際社会の動き	国内の動き	道内の動き
平成16 (2004年)		4月　男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」 6月　配偶者暴力防止法改正(12月施行) 12月　同法に基づく基本方針の策定	2月　「男女平等参画の視点からの公的広報の手引き」発行 3月　「データでみる男女平等参画2004」発行 6月　「北海道男女平等参画チャレンジ賞」創設
平成17 (2005年)	2月　第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京＋10」世界閣僚級会合)(於ﾆｭｰﾖｰｸ)開催	4月　改正育児・介護休業法施行 7月　男女共同参画会議「男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方」答申 12月　男女共同参画基本計画(第2次)策定 12月　女性の再ﾁｬﾚﾝｼﾞ支援ﾌﾟﾗﾝ決定	
平成18 (2006年)		4月　男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」 5月　男女共同参画会議「少子化と男女共同参画に関する提案－仕事と生活の調和(ﾜｰｸ･ﾗｲﾌ･ﾊﾞﾗﾝｽ)を可能とする働き方の見直しについて」 6月　男女雇用機会均等法改正 6月　委託調査「女性の参画指数」 6月　東アジア男女共同参画大臣会合開催 12月　女性の再ﾁｬﾚﾝｼﾞ支援ﾌﾟﾗﾝ改定	3月　北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画策定 4月　男女平等参画推進室を生活局参事に改組 4月　道立女性プラザの管理に指定管理者制度導入(指定管理者＝財団法人北海道女性協会) 11月　「男女共同参画フォーラム in 北海道」開催
平成19 (2007年)		2月　「仕事と生活の調和(ﾜｰｸ･ﾗｲﾌ･ﾊﾞﾗﾝｽ)に関する専門調査会」設置 4月　改正男女雇用機会均等法施行 6月　パートタイム労働法改正 7月　配偶者暴力防止法改正 12月　ﾜｰｸ･ﾗｲﾌ･ﾊﾞﾗﾝｽ推進官民ﾄｯﾌﾟ会議「仕事と生活の調和(ﾜｰｸ･ﾗｲﾌ･ﾊﾞﾗﾝｽ)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	2月　「北海道男女平等参画基本計画の改定について」諮問 6月　「北海道男女平等参画基本計画の改定について」答申
平成20 (2008年)		1月　改正配偶者暴力防止法施行 同法に基づく基本方針の改定 4月　改正パートタイム労働法施行 12月　次世代育成支援対策推進法改正	3月　第2次北海道男女平等参画基本計画策定
平成21 (2009年)		4月　改正次世代育成支援対策推進法施行 6月　育児・介護休業法改正	3月　第2次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画策定
平成22 (2010年)	3月　国連婦人の地位委員会(「北京＋15」記念会合)(於ﾆｭｰﾖｰｸ)開催	6月　改正育児・介護休業法施行 6月　「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の新合意 男女共同参画基本計画(第3次)策定 12月	4月　生活局参事をくらし安全局くらし安全推進課に改組

	国際社会の動き	国内の動き	道内の動き
平成23 (2011年)	1月　ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関（UN　Women）発足		
平成24 (2012年)	3月　第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	6月　『「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画』策定	4月　くらし安全推進課を道民生活課に改組
平成25 (2013年)		7月　配偶者暴力防止法改正	
平成26 (2014年)	3月　第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメン」ト決議案採択	4月　次世代育成支援対策推進法改正 4月　パートタイム労働法改正	7月　第3次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護等・支援に関する基本計画策定
平成27 (2015年)	3月　国連婦人の地位委員会（「北京＋20」記念会合）（於ﾆｭｰﾖｰｸ）開催 9月　国連サミット「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択（SDGｓのゴール5として「ジェンダー平等と女児のエンパワーメント」明記）	8月　「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立・一部施行 12月　男女共同参画会議「第4次男女共同参画基本計画策定にあたっての基本的な考え方」答申 12月　男女共同参画基本計画（第4次）策定	6月　道民生活課に女性支援室を設置
平成28 (2016年)		3月　男女雇用機会均等法改正 3月　育児・介護休業法改正 4月　「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」完全施行	3月　北海道女性活躍推進計画策定
平成29 (2017年)		1月　改正男女雇用機会均等法施行 1月　改正育児・介護休業法施行	
平成30 (2018年)		5月　政治分野における男女共同参画の推進に関する法律公布・施行	3月　第3次北海道男女平等参画基本計画策定
平成31 令和元 (2019年)		5月　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律改正	3月　第4次北海道配偶者暴力防止、被害者保護及び支援に関する基本計画策定
令和2 (2020年)		12月　男女共同参画会議「第5次男女共同参画基本計画策定にあたっての基本的な考え方」答申 12月　男女共同参画基本計画（第5次）策定	

資料 5

第３次北海道男女平等参画基本計画に関する指標及び参考項目（令和２年度末推進状況）

１　男女平等参画に関する指標項目

１　指標項目：目標値を設定し、計画の推進管理において成果を検証する際に用いる項目
２　参考項目：目標値を設定するものではないが、男女平等参画推進の状況把握のため参考とする項目

基本計画の目標	基本方向	No.	【指標項目】	目標値	目標年（度）	R元年度末 北海道	R元年度末 全国	単位	R２年度末 北海道	R２年度末 全国	単位	担当部	備考	出典 目標値	出典 数値
Ⅰ 男女平等参画の実現に向けた意識の変革	1 男女平等参画の啓発の推進	1	「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合	60.0	令和4年度	46.1 (H27)	―	%	54.3	―	%	環生	第２次北海道男女平等参画基本計画では参考項目→第３次計画から指標項目に設定	第３次北海道男女平等参画基本計画	北海道の人口減少などに関する意識調査（今年度調査分から）
	2 男女平等の視点に立った教育の推進	2	生涯学習の成果を活用している住民の割合	80.0	令和7年度	59.8	―	%	57.3	―	%	教育	第３次北海道男女平等参画基本計画から指標項目に設定	北海道総合計画	教育庁調「生涯学習に関する住民の意識調査」
Ⅱ 男女が共に活躍できる環境づくり	2 働く場における女性の活躍促進	3	道の審議会等における女性委員の登用率	40.0	令和4年度	37.8	39.6 (R1.9)	%	37.2	40.7 (R2.9)	%	環生	全国の数値は、国の審議会の数値	第３次北海道男女平等参画基本計画／北海道総合計画	【国】内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」 【道】内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
		4	道（知事部局等）の本庁課長級以上の職に占める女性職員の割合	10.0	令和6年度	8.4 (R1.6)	―	%	8.6 (R2.4)	―	%	総務（人事）	「北海道特定事業主行動計画」を基に目標値を設定	北海道特定事業主行動計画	道総務部調
		5	道（知事部局等）の男性職員の育児休業取得率	20.0	令和6年度	8.1	―	%	19.9	―	%	総務（人事）	「北海道特定事業主行動計画」を基に目標値を設定	北海道特定事業主行動計画	道総務部調
		6	育児休業取得率 （男性）	13.0	令和7年度	4.5	7.5	%	5.9	12.7	%	経済		北海道総合計画	道経済部「就業環境実態調査」 厚生労働省「雇用均等基本調査」
			育児休業取得率 （女性）	90.0		92.1	83.0		91.6	81.6					
		7	年間総労働時間（フルタイム労働者）	1,922	令和7年	1,966	1,978	時間	1,936	1,925	時間	経済	全国の数値は5人以上事業所のフルタイム労働者の総実労働時間を計上	北海道総合計画	厚生労働省「毎月勤労統計調査」
		8	女性（25～34歳）の就業率	全国平均値以上	令和7年	77.0	78.6	%	75.2	78.9	%	環生		北海道総合計画	総務省「労働力調査」

基本計画の目標	基本方向	No.	【指標項目】	目標値		R元年度末		単位	R２年度末		単位	担当部	備考	出典	
					目標年（度）	北海道	全国		北海道	全国				目標値	数値
Ⅱ 男女が共に活躍できる環境づくり	2 働く場における女性の活躍促進	9	ファミリー・サポート・センターの設置市町村	71	令和6年度	68	931	か所	69	公表準備中	か所	保福		北の大地★子ども未来づくり北海道計画	道保健福祉部調
		10	地域子育て支援拠点事業の実施数	424	令和6年度	410	7,578	か所	412	公表準備中	か所	保福		北の大地★子ども未来づくり北海道計画	道保健福祉部調
		11	放課後児童クラブ設置数	1,065	令和6年度	1,038	25,881	か所	1,042	公表準備中	か所	保福		北の大地★子ども未来づくり北海道計画	道保健福祉部調
		12	保育所待機児童数	0 ※	平成29年度 ※	134 (R2.4.1)	12,439 (R2.4.1)	人	68 (R3.4.1)	5,634 (R3.4.1)	人	保福	※平成２９年度に目標を達成し、以降それを維持することをめざす	北海道総合計画	道保健福祉部調
		13	延長保育実施数	1,042	令和6年度	870	29,463	か所	975	公表準備中	か所	保福		北の大地★子ども未来づくり北海道計画／北海道総合計画	道保健福祉部調
		14	夜間保育の実施数	12	令和6年度	7	―	か所	9	―	か所	保福		北の大地★子ども未来づくり北海道計画／北海道総合計画	道保健福祉部調
		15	休日保育の実施数	50	令和6年度	36	―	か所	34	―	か所	保福		北の大地★子ども未来づくり北海道計画／北海道総合計画	道保健福祉部調
		16	子育て短期支援実施市町村	44	令和6年度	40	公表準備中	市町村	43	公表準備中	市町村	保福		北の大地★子ども未来づくり北海道計画／北海道総合計画	道保健福祉部調
Ⅱ 男女が共に活躍できる環境づくり	3 農林水産業・自営業における男女平等参画の促進	17	農業士の女性認定数	100	令和9年度	52	―	人	60	―	人	農政		北海道農業農村パートナーシップ推進連絡会議の取組	道農政部調
		18	主業農家に対する家族経営協定の締結割合	33.0	令和9年度	25.9	5.6	%	調査中	調査中	%	農政		北海道農業農村パートナーシップ推進連絡会議の取組	道農政部調

基本計画の目標	基本方向	No.	【指標項目】	目標値	目標年（度）	R元年度末 北海道	R元年度末 全国	単位	R２年度末 北海道	R２年度末 全国	単位	担当部	備考	出典 目標値	出典 数値
Ⅲ 安心して暮らせる社会の実現	1 男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶	19	配偶者等からの暴力の周知度	90.0	令和4年度	86.7	81.5	%	—	—	%	環生	第３次北海道男女平等参画基本計画から指標項目に設定 ※R２年度は内閣府の調査なし	第３次北海道男女平等参画基本計画	男女共同参画世論調査（内閣府）
	2 みんなが安心して暮らせる環境の整備	20	ひとり親家庭の親の就業率（母子家庭）	80.0	令和6年度	—	—	%	—	—	%	保福	第３次北海道男女平等参画基本計画から指標項目に設定 ※５年毎に調査（R2調査実施、公表R4年度見込み）	北海道子どもの貧困対策推進計画	道保健福祉部調
		21	ひとり親家庭の親の就業率（父子家庭）	88.1	令和6年度	—	—	%	—	—	%	保福	第３次北海道男女平等参画基本計画から指標項目に設定 ※５年毎に調査（R2調査実施、公表R4年度見込み）	北海道子どもの貧困対策推進計画	道保健福祉部調
	3 生涯にわたる健康づくりの推進	22	健康寿命の延伸（日常生活に制限のない期間）	増加	令和4年度	男性 71.98 (H28) 女性 73.77 (H28)	男性 72.14 (H28) 女性 74.79 (H28)	年	— —	— —	年	保福	３年毎に調査 （次回調査：令和４年度）	北海道健康増進計画(H23～R5)	厚生労働科学研究「健康寿命及び地域格差の要因分析と健康増進対策の効果検証に関する研究」
		23	本道の成人の週１回以上スポーツ実施率	65.0	令和7年度	—	53.6	%	公表準備中	59.9	%	環生	道は２年毎の調査 （公表年度：令和３年度）	第2期北海道スポーツ推進計画	北海道：道環境生活部調 全国：スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」
		24	子宮頸がん検診、乳がん検診受診率 子宮頸がん	50%以上	令和5年度	30.7	35.8	%	—	—	%	保福	３年毎に調査 （次回調査：令和３年度）	第３期北海道がん対策推進計画	国民生活基礎調査
			乳がん	50%以上		30.1	37.4		—	—					
		25	小児二次救急医療体制が確保されている二次医療圏数	21	令和5年度	21	—	圏数	21	—	圏数	保福	「常時診療体制が確保されている小児救急医療圏数」（第２次男女計画）から変更	北海道医療計画	道保健福祉部調

２　男女平等参画に関する参考項目

基本計画の目標		基本方向		No.	【参考項目】		数値 R元年度末 北海道	数値 R元年度末 全国	単位	数値 R２年度末 北海道	数値 R２年度末 全国	単位	担当部	備考	出典
Ⅰ	男女平等参画の実現に向けた意識の変革	1	男女平等参画の啓発の推進	1	社会全体のあらゆる分野で男女の地位が平等と感じる人の割合		34.0 (H27)	－	%	－	－	%	環生		道民意識調査
				2	市町村における男女平等関連事業・イベント開催数		47	－	回	47	－	回	環生		地方公共団体における男女平等参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査(道独自調査）／道環境生活部（毎年）
				3	男女平等参画係のホームページアクセス数		20,131	－	件	32,047	－	件	環生		道環境生活部道民生活課調（Ｈ１８～調査対象変更）
		2	男女平等の視点に立った教育の推進	4	家事等に携わる男女別総平均時間（１日、週全体平均）	（男）	19 (H28)	－	分	－	－	分	環生	５年毎調査実施 ※R3.10.20調査実施のため、直近の公表数値はH28	総務省「社会生活基本調査」
						（女）	144 (H28)	－	分	－	－	分			
				5	公立中学校における職場体験の実施状況		98.1 (R元.5.1)	－	%	44.7% (R2.5.1)	－	%	教育		教育庁調
				6	大学のキャンパス・セクシュアル・ハラスメント対策委員の配置数		48/48 (R2.5)	－	校	48/48 (R3.5)	－	校	環生		道環境生活部道民生活課調
							551 (R2.5)	－	人	570 (R3.5)	－	人			
				7	４年制大学への男女別進学率	（男）	45.3	50.6	%	47.1	52.2	%	環生		文部科学省「学校基本調査」
						（女）	36.6	49.0	%	38.3	49.8	%			
				8	大卒者の大学院等への男女別進学率	（男）	15.8	14.6	%	16.3	14.4	%	環生		文部科学省「学校基本調査」
						（女）	7.8	5.9	%	7.9	6.0	%			
				9	大学院の社会人入学者に占める女性の割合		43.2 (R2.5)	－	%	35.0 (R3.5)	－	%	環生		道環境生活部道民生活課調
Ⅱ	家庭・職場・地域社会における男女平等参画の促進	2	働く場における女性の活躍促進	10	道議会議員に占める女性の割合		13.3 (H30.12)	10.0 (H30.12)	%	11.0 (R1.12)	11.4 (R1.12)	%	環生		女性の政策・方針決定参画状況調べ／内閣府調査（毎年12月31日現在総務省調べ）
				11	市町村議会議員に占める女性の割合		13.6	14.5	%	13.3	－	%	環生		地方公共団体における男女平等参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査(道独自調査）／道環境生活部（毎年）
				12	道議会議員立候補者（統一地方選）に占める女性の割合		16.4 (H31)	－	%	－	－	%	選管	４年毎に調査	北海道選挙管理委員会事務局調
				13	市町村の審議会等委員に占める女性の割合		22.5 (H31.4)	26.8 (H31.4)	%	22.7 (R2.4.1)	27.1 (R2.4.1)	%	環生		地方公共団体における男女平等参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査／道環境生活部（毎年）
				14	医師における女性の割合		16.1 (H30)	－	%	－	公表準備中	%	保福	・２年毎調査実施 ・公表時期未定	厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」
				15	企業、各種機関・団体等の管理的業務における女性の割合		－	－	%	15.8 (H27)	－	%	環生	R2年度厚生調査実施（公表次期未定）	総務省「国勢調査（第３次基本集計）」
				16	女性公務員の管理職への登用率	（道）	6.0 (H31.4)	10.3 (H31.4)	%	7.0 (R2.4.1)	11.1 (R2.4.1)	%	環生		地方公共団体における男女平等参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査／道環境生活部（毎年）
						（市町村）	12.9	15.3	%	13.2 (R2.4.1)	15.8 (R2.4.1)	%			
				17	公立学校の校長、副校長、教頭に占める女性の割合		8.9 (H31.4)	18.6 (H31.4)	%	9.1% (R2.4)	19.7% (R2.4)	%	教育	・H23年度末までは、「公立学校の校長、教頭に占める女性の割合」、H24年度末からは、調査対象に副校長が加わった。	文部科学省「公立学校教職員の人事行政状況調査について」
				18	道及び市町村の教育委員会のうち、女性の教育委員を１人以上含む教育委員会の割合		96.7 (H31.4)	－	%	97.7 (R2.4)	－	%	環生	市町村教育委員会のみ	
							96.7 (H31.4)	－		97.7 (R2.4)	－			道教委を含む	地方公共団体における男女平等参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査(道独自調査）／道環境生活部（毎年）

基本計画の目標	基本方向	No.	【参考項目】		数値 R元年度末 北海道	数値 R元年度末 全国	単位	数値 R２年度末 北海道	数値 R２年度末 全国	単位	担当部	備考	出典
Ⅱ 家庭・職場・地域社会における男女平等参画の促進	2 働く場における女性の活躍促進	19	北海道職員採用試験（上級試験）からの採用者に占める女性の割合		30.1 (H31.4)	32.7 (H31.4)	%	27.9	33.6	%	環生		地方公共団体における男女平等参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査／道環境生活部（毎年）
		20	育児休業制度普及率		68.8	79.1	%	67.5	―	%	経済	令和２年度調査から、全国の数値は調査実施せず。	道経済部「就業環境実態調査」 厚生労働省「雇用均等基本調査」
		21	介護休業制度普及率		61.7	74.0	%	61.9	63.1	%	経済		道経済部「就業環境実態調査」 厚生労働省「雇用均等基本調査」
		22	育児休業制度利用者の男女別割合	（男）	4.3	9.4	%	8.4	14.5	%	経済		道経済部「就業環境実態調査」
				（女）	95.7	90.6	%	91.6	85.5	%			厚生労働省「雇用均等基本調査」
		23	介護休業制度利用者の男女別割合	（男）	32.0	38.9	%	38.5	―	%	経済	令和２年度調査から、全国の数値は調査実施せず。	道経済部「就業環境実態調査」
				（女）	68.0	61.1	%	61.5	―	%			厚生労働省「雇用均等基本調査」
		24	年次有給休暇取得率		49.0	52.4	%	56.1	56.3	%	経済		道経済部「就業環境実態調査」 厚生労働省「就労条件総合調査」（暦年又は会計年度）
		25	ストレスチェックを実施した事業所の割合		25.2	―	%	―	―	%	経済	３次計画から参考項目に設定	道経済部「就業環境実態調査」
		26	男女の平均賃金の格差	（男）	304.8	338.0	千円	300.2	338.8	千円	経済		厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（毎年）
				（女）	238.3	251.0	千円	228	251.8	千円			
		27	新卒（就職希望）者の男女別就職（内定）割合	（男計）	95.8	―	%	94.3	―	%	経済		北海道労働局資料(高卒＋大卒等合計)から道にて算出
				（女計）	96.7	―	%	95.1	―	%			
		28	世代別女性の労働力人口比率（年平均）	（２５～２９歳）	82.5	85.1	%	87.3	90.3	%	経済		総務省「労働力調査」
				（３０～３４歳）	77.7	77.5	%	84.5	86.9	%			
		29	男女別平均勤続年数	（男）	13.3	13.8	年	13.2	13.4	年	経済		厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（毎年）
				（女）	9.3	9.8		9.0	9.3				
		30	セクシュアルハラスメント対策を実施した事業所の割合		44.6	80.2	%	40.3	82	%	経済		道経済部「就業環境実態調査」 厚生労働省「雇用均等基本調査」
		31	男女別の完全失業率（年平均）	（男）	2.7	2.5	%	3.0	3.0	%	経済		総務省「労働力調査」
				（女）	2.4	2.2		2.9	2.5				
		32	公共職業訓練受講者の就業率	（施設内）	99.6	―	%	97.9	調査中	%	経済	全国の数値は厚生労働省が集計中であり、公表時期は未定	
				離職者訓練	71.6	72.3		69.1	調査中				
		33	就職進路決定者数		239	6,605	人	232	調査中	人	経済	全国の数値は厚生労働省が集計中であり、公表時期は未定	
		34	２０歳から３４歳までの就業率(年平均)		80.6	81.1	%	77.5	80.6	%	経済		総務省「労働力調査」を元に算出

基本計画の目標		基本方向		No.	【参考項目】		数値 R元年度末 北海道	数値 R元年度末 全国	単位	数値 R２年度末 北海道	数値 R２年度末 全国	単位	担当部	備考	出典
	家庭・職場・地域社会における男女平等参画の促進	3	農林水産業・自営業における男女平等参画の促進	35	農業女性グループ等起業件数		362	―	件	―	―	件	農政	女性農業者活動グループ数 2年毎に調査 起業数は平成29年度に調査廃止	道農政部調
				36	女性認定農業者数（夫婦共同申請を含む）		750	11,738	人	調査中	調査中	人	農政	H27度から夫婦共同申請を含む	道農政部調
				37	女性役員が登用されていない総合農協数		―	―		―	―		農政	女性役員の登用農協数は非公表	農林水産省「農業協同組合及び同連合会一斉調査」
				38	女性委員等が登用されていない農業委員会数		61	273		53	254		農政		農林水産省「農業委員会及び都道府県農業会議実態調査」
		4	地域社会における男女平等参画の促進	39	町内会長に占める女性の割合		3.3 (H31.4)	5.9 (H31.4)	%	3.4 (R2.4)	6.1 (R2.4)	%	環生		地方公共団体における男女平等参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査／道環境生活部（毎年）
				40	ＰＴＡ会長に占める女性の割合		6.6	―	%	7.8	―	%	環生	H31.1以降公表予定	地方公共団体における男女平等参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査／道環境生活部（毎年）
				41	ボランティア活動時間の男女別総平均時間（１日、週全体平均）	（男）	―	―	分	3 (H28)	―	分	環生	５年毎調査実施	総務省「社会生活基本調査」
						（女）	―	―		3 (H28)	―			※次回調査（R#.10.23）公表未定	（ボランティア活動・社会参加活動の平均行動時間）
				42	女性センター（複合施設の一部機能含む）等の設置数		10 (H31.4)	384 (H31.4)	施設	10 (R2.4)	384 (R2.4)	施設	環生		地方公共団体における男女平等参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査／道環境生活部（毎年）
				43	全道の女性消防団員		1,983 (H31.4)	26,605 (H31.4)	人	1,971 (R2.4)	27,200 (R2.4)	人	環生		総務省「消防団の組織概要に関する調査の結果」
Ⅲ	安心して暮らせる社会の実現	1	男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶	44	配偶者暴力相談支援センター、民間シェルターへの相談件数				件		―	件	環生		道環境生活部道民生活課調
					（うち、配偶者・パートナーからの暴力）		6,898	110,276		6,784	―				
				45	配偶者暴力防止法に基づく緊急一時保護施設数		13	―	施設	13	―	施設	環生		道環境生活部道民生活課調
				46	配偶者からの暴力の相談窓口の周知度		70.6	―	%	―	―	%	環生	H30年度の調査以降調査項目に掲載	道民意識調査
				47	市町村における配偶者暴力相談支援センターの数		4	287	か所	4	300 (R3.7.19)	か所	環生	北海道：市町村数 全国：設置数	道環境生活部くらし安全推進道民生活課調及び内閣府男女共同参画局HP
		2	みんなが安心して暮らせる環境の整備	48	高等職業訓練促進費等事業（各市町村の事業実施率）		96.0	―	%	公表準備中	公表準備中	%	保福	現在調査中、R4.3月公表予定 ※R元年度全国値の公表はなし	道保健福祉部調
				49	自立支援教育訓練給付金事業（各市町村の事業実施率）		98.8	―	%	公表準備中	公表準備中	%	保福	現在調査中、R4.3月公表予定 ※R元年度全国値の公表はなし	道保健福祉部調
				50	シルバー人材センター登録者に占める女性の割合		28.9	33.8	%	29.1	33.8	%	経済		（公社）全国シルバー人材センター事業協会「シルバー人材センター事業統計年報」
				51	市町村老人クラブ連合会の女性会長数		―	―	人	3	―	人	保福	老人クラブ連合会において、R1は調査未実施であったが、R2は調査実施。	道保健福祉部調
				52	60歳から64歳までの就業率(年平均)		65.4	70.3	%	67.8	71.0	%	経済		総務省「労働力調査」
				53	障がい者の実雇用率（民間企業）		2.27	2.11	%	2.35	2.15	%	経済		北海道労働局「障害者雇用について」
		3	生涯にわたる健康づくりの推進	54	特定健康診査の男女別受診率	（男）	27.4	34.5	%	公表準備中	公表準備中	%	保福	・H19までは「基本健康診査受診率」、H20からは「市町村国保に係る特定健康調査受診率」（参考値）	全国：老人保健事業報告（H19まで） 全国：国保中央会「市町村国保特定健康診査・特定保健指導実施状況報告書」
						（女）	30.2	41.2		公表準備中	公表準備中		保福	R4.3公表予定	道：老人保健事業報告補足調査（H19まで） 道：北海道国保連合会提供データ
				55	自殺死亡率（人口１０万人当たりの自殺者数）		17.0	15.7	人	公表準備中	公表準備中	人	保福	R4.2頃公表予定	厚生労働省「人口動態統計(確定数)の概況」

基本計画の目標	基本方向	No.	【参考項目】	数値 R元年度末 北海道	数値 R元年度末 全国	単位	数値 R２年度末 北海道	数値 R２年度末 全国	単位	担当部	備考	出典
Ⅲ 安心して暮らせる社会の実現	3 生涯にわたる健康づくりの推進	56	人工妊娠中絶の件数及び率	6,809	156,430	件	公表準備中	公表準備中	件	保福	公表時期未定	厚生労働省「衛生行政報告例」
			（女子人口千対）	(6.9)	(6.2)	%			人			
		57	周産期死亡率	3.6	3.4	%	3.1	3.2	%	保福	R2.1～R2.12月	厚生労働省「人口動態統計(確定数)の概況」
		58	妊娠11週以下での妊娠の届出率	92.0	―	%	公表準備中	―	%	保福	保健所設置市を除く。	道:母子保健報告システム
		59	ＮＩＣＵ（新生児集中治療管理室）病床数	161	―	床	155	―	床	保福	周産期母子医療センター保有分	
総合的な推進		60	男女平等参画苦情処理委員への苦情申出受理件数	0	―	件	1	―	件	環生		道環境生活部道民生活課調
		61	男女平等参画推進条例に基づく知事への申出件数	535	―	件	619	―	件	環生		道環境生活部道民生活課調
		62	条例又は基本計画を策定している市町村数 （条例）	19/179 (H31.4)	657/1,741 (H31.4)	市町村	19/179 (R2.4)	665/1,741 (R24.1)	市町村	環生	計画策定数については、R2年度から単独計画と総合計画の一部に含めた計画を計上	地方公共団体における男女平等参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査／道環境生活部（毎年）
			（計画）	56/179 (H31.4)	1,361/1,741 (H31.4)		単独 56	1,383				
							総合計画の一部 30	61				

※１　周産期死亡率＝〔年間の（後期死産数＋早期新生児死亡数）〕÷年間の出産数（出生＋後期死産）×1,000
・後期死産数＝妊娠満22週以後の死産数　　早期新生児死亡数＝生後7日未満の死亡数

資 料６

道内における配偶者からの暴力に関する状況（暫定）

北海道環境生活部くらし安全局道民生活課女性支援室

（令和3年(2021年)11月）

１　配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数（ＤＶ被害者本人からの相談）

機関名	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度 （前年度比）	備考
道立女性相談援助センター	637	755	743	702	829 （ ＋18.1%）	ｾﾝﾀｰ指定 H14.4.1
※（ＤＶ被害者本人のほか、他機関等からの相談を含めた件数）	(1,435)	(1,540)	(1,445)	(1,390)	(1,572) （ ＋13.1%）	
道庁・１４(総合)振興局	476	574	485	376	438 （ ＋16.5%）	ｾﾝﾀｰ指定 H14.9.1
札幌市・札幌市配偶者暴力相談センター	1,124	1,153	1,107	1,326	1,277 （ Δ 3.7%）	ｾﾝﾀｰ指定 H17.11.15
旭川市配偶者暴力相談支援センター	71	86	69	72	117 （ ＋62.5%）	ｾﾝﾀｰ指定 H22.4.1
函館市配偶者暴力相談支援センター	318	312	379	365	405 （ ＋11.0%）	ｾﾝﾀｰ指定 H25.7.1
道内配偶者暴力相談支援センター　計	2,626	2,880	2,783	2,841	3,066 （ ＋ 7.9%）	
※（道立女性相談援助センターにおけるＤＶ被害者本人のほか、他機関等からの相談を含めた件数）	(3,424)	(3,665)	(3,485)	(3,529)	(3,809) （ ＋ 7.9%）	

（参考）

全国の配偶者暴力相談支援センター相談件数	106,367	106,110	114,481	119,276	調査中	内閣府調べ

２　道内関係機関（配偶者暴力相談支援センター以外）における相談等件数

機関名	H28年(度)	H29年(度)	H30年(度)	R元年(度)	R2年(度) （前年(度)比）	備考
北海道警察本部	3,047	3,032	3,291	3,457	3,669 （ ＋ 6.1%）	対応票作成件数（暦年）
婦人保護事業実施市（札幌市・函館市・小樽市・旭川市・帯広市・夕張市・網走市・北見市・千歳市・室蘭市・苫小牧市・釧路市）	1,199	1,137	1,022	1,040	1,445 （ ＋38.9%）	来所相談件数（年度）
法務局（札幌法務局・(函館・旭川・釧路)地方法務局）	188	126	123	134	82 （ Δ38.8%）	（暦年）
民間シェルター（道内8団体）	5,729	4,767	4,835	4,057	3,718 （ Δ 8.4%）	（年度）
道内関係機関　計	10,163	9,062	9,271	8,688	8,914 （ ＋ 2.6%）	

道内の相談件数 合計（１と２の合計）	12,789	11,942	12,054	11,529	11,980 （ ＋ 3.9%）	
※（道立女性相談援助センターにおけるＤＶ被害者本人のほか、他機関等からの相談を含めた件数）	(13,587)	(12,727)	(12,756)	(12,217)	(12,723) （ ＋ 4.1%）	

※注1）平成26年1月以降、生活の本拠を共にする交際相手からの相談件数を含む。

※注2）平成27年度の全国の相談件数は、111,630件から111,172件に修正された。

３　配偶者暴力被害者（被害者本人）の一時保護実人員数

機関名	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度 （前年度比）	備考
道立女性相談援助センター	98	81	68	66	40 （ Δ39.4%）	
民間シェルター（8団体）	135	129	111	112	86 （ Δ23.2%）	
NPO法人 女のスペース・おん	11	8	11	11	8 （ Δ27.3%）	H14～
NPO法人 ウィメンズネット函館	47	42	35	37	29 （ Δ21.6%）	H14～
ウィメンズネット旭川	2	1	0	2	3	H14～
NPO法人 ウィメンズネット・マサカーネ	18	24	19	15	8 （ Δ46.7%）	H14～
駆け込みシェルターとかち	10	8	7	8	6 （ Δ25.0%）	H14～
ウィメンズ・きたみ	6	5	1	3	3 （ ±0 ）	H14～
NPO法人 ウィメンズ結	37	34	34	33	25 （ Δ24.2%）	H16～
NPO法人 駆け込みシェルター釧路	4	7	4	3	4 （ ＋33.3%）	H19～
母子生活支援施設（3施設）	9	8	9	5	10 （ ＋100.0%）	H14～
社会福祉施設（1施設）	4	1	2	0	0 #DIV/0!	H26～
一時保護実人員（被害者本人）計	246	219	190	183	136 （ Δ25.7%）	

４　配偶者暴力被害者（同伴児）の一時保護実人員数

機関名	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度 （前年度比）	備考
道立女性相談援助センター	105	80	58	42	32 （ Δ23.8%）	
民間シェルター等	179	152	144	152	90 （ Δ40.8%）	
一時保護実人員（同伴児）計	284	232	202	194	122 （ Δ37.1%）	

５　配偶者暴力被害者（被害者本人）の一時保護日数（延べ日数）

機関名	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度 （前年度比）	備考
道立女性相談援助センター	1,259	1,136	1,106	1,263	857 （ Δ32.1%）	
民間シェルター等	3,204	3,520	3,228	2,769	2,772 （ ＋ 0.1%）	
一時保護日数（延べ日数）計	4,463	4,656	4,334	4,032	3,629 （ Δ10.0%）	

資料７－１

北海道男女平等参画審議会専門部会の設置について

（北海道男女平等参画チャレンジ賞受賞者選考部会）

１　設置の根拠

北海道男女平等参画チャレンジ賞実施要綱第５条第１号及び北海道男女平等参画推進条例第３０条の規定に基づき、北海道男女平等参画チャレンジ賞受賞者選考のため、専門部会を設置するものである。

参考

［北海道男女平等参画推進条例］

（専門部会）

第３０条　審議会は、その定めるところにより、専門部会を置くことができる。

２　専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

３　専門部会に属すべき委員及び特別委員は会長が指名する。

［北海道男女平等参画チャレンジ賞実施要綱］

（選考及び決定）

第５条　選考及び決定は次のとおりとし、受賞者は２件以内とする。

(1) 本賞の選考は、北海道男女平等参画審議会の専門部会で行う。

(2) 知事は、審議会の報告を受け、受賞者を決定する。

２　専門部会設置の理由

北海道男女平等参画チャレンジ賞は、社会のあらゆる分野で、個性と能力を活かしてチャレンジしている個人や団体又は支援団体・グループを顕彰し、男女平等参画社会づくりに貢献する身近なモデルを示すことで、男女平等参画社会の実現への気運を高めることを目的とし、平成 16 年度に創設された賞である。

このため、受賞候補者の選考に当たり、有識者からなる北海道男女平等参画審議会専門部会を設置し、全道各地で活躍している個人や団体・グループについて、男女平等参画の各分野の専門的な視点から検討を行うこととしている。

３　専門部会の構成

社会のあらゆる分野で活躍している個人・団体等を顕彰することから、各分野から、バランスよく構成することとし、委員は５名とする。

４　専門部会開催スケジュール

部　会	時　期	内　　容
第2回 審議会	11月26日	・審議会において専門部会の設置を協議 ・専門部会委員及び部会長の指名
専門部会	12月初旬 ～12月中旬	・候補者選考 ・知事へ報告
	12月中旬	・受賞者決定
	２月上～中旬	・贈呈式

５　専門部会の公開について

受賞候補者のプライバシーに配慮し、審議は非公開とする。

資料７－２

北海道男女平等参画チャレンジ賞実施要綱

（目的）
第１条　職場、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野で、女性や男性がそれぞれの個性と能力を生かしてチャレンジし、活躍している個人、団体・グループ及びそのようなチャレンジを支援している個人、団体・グループを顕彰し、チャレンジの身近なモデルを示すことによって、男女平等参画社会実現への気運を高めることを目的とする。

（表彰の対象）
第２条　本賞の対象は、北海道に在住（在勤）し、あるいは主として道内において活動を展開している、概ね次のような個人、団体・グループとする。
　ただし、本賞の受賞は１回限りとするとともに、本賞と同一の功績で国の表彰等を受けたものは対象としない。
(1) 政策・方針決定過程に参画し、主導的立場を担っている女性等、男女間での参画状況に差がある分野に挑戦して特に顕著な活躍をしている個人
(2) 新たな分野に挑戦し、その領域を拓くなど、先駆的な活躍をしている個人、団体・グループ
(3) 子育てや介護等でいったん仕事を中断した後に、仕事に再チャレンジし、特に顕著な活躍をしている個人及びそのような者が中心となって活動している団体・グループ
(4) 地域の発展に資する各種の実践的な活動にチャレンジし、特に顕著な活躍をしている個人、団体・グループ
(5) 前４項のような活動について、積極的にその支援を行い、男女平等参画社会の実現へ気運を高めていると認められる個人、団体・グループ

（賞の種類）
第３条　北海道男女平等参画チャレンジ賞（以下「本賞」という。）の種類は、次のとおりとする。
(1) 輝く北のチャレンジ賞
　受賞者が第２条第１項から第４項に該当する場合。また、受賞者が女性の個人の場合は「輝く女性のチャレンジ賞」、男性の個人の場合は「輝く男性のチャレンジ賞」とする。
(2) 輝く北のチャレンジ支援賞
　受賞者が第２条第５項に該当する場合。

（候補の選定）
第４条　候補の選定は推薦によることとし、推薦要領は別に定める。

（選考及び決定）
第５条　選考及び決定は次のとおりとし、受賞者は２件以内とする。
(1) 本賞の選考は、北海道男女平等参画審議会の専門部会で行う。
(2) 知事は、審議会の報告を受け、受賞者を決定する。

（表彰の方法）
第６条　表彰は、知事が賞状及び副賞を贈呈して行う。

（庶務）
第７条　本賞に関する庶務は、環境生活部くらし安全局道民生活課において行う。

（その他）
第８条　この要綱に定めるもののほか、本賞に関し必要な事項は別に定める。

附　則
この要綱は、平成１６年６月８日から施行する。
附　則
この要綱は、平成１８年６月２６日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２１年４月６日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２２年６月１６日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和元年（2019 年）７月２２日から施行する。

資料7－3

令和元（2019）年度　北海道男女平等参画審議会専門部会（チャレンジ賞選定）開催状況（概要）

1　専門部会

（1）日時

令和元年１１月２１日（木）１３時３０分～１５時００分

（2）場所

（3）議題及び内容

・議題１　北海道男女平等参画チャレンジ賞について

事務局から、賞の概要、今年度の応募状況等について説明した。

・議題２　北海道男女平等参画チャレンジ賞の選考について

事前に意見を集約した資料をもとに、各候補者について意見交換し、選考した。

（令和元年度は、　個人　５件の候補者の中から、２件を選考）

（4）選考結果

・沼口　奈美子　社会法人ふるさと　介護員養成研修センター

・大友　彩花　一般社団法人　営業部女子課の会　北海道花咲か特派員

※ 敬称略

※ 受賞者の活動内容については、別添のとおり

2　専門部会名簿

氏　　名	住 所	所　　属　　等
金子　ユリ	札幌市	日本労働組合総連合会北海道連合会 女性委員会委員長
桑原　　崇 【部会長】	札幌市	北海道経済連合会 労働政策局長
越田　公美	札幌市	北海道中学校長会 （札幌市立信濃中学校長）
馬場　　亨	札幌市	ＳＣＳＫ北海道株式会社 執行役員　管理部 部長
山口　久江	札幌市	公募

令和元年度北海道男女平等参画チャレンジ賞

【輝く女性のチャレンジ賞】

個人名	沼口　奈美子	現職等	社会法人ふるさと　介護員養成研修センター	住 所	帯広市

祖母がグループホームに入居し、そこで笑顔の素敵な介護士さんと出会ったのがきっかけとなり、１０年前に介護の世界に入りました。介護現場で働きながら介護福祉士、ケアマネジャーの資格を取得。現在は、介護現場での自分自身の経験や仕事のやりがい、楽しさを伝えるため、介護員養成研修センターで管理者として、受講生募集のための営業活動や研修のカリキュラムの組み立て、講師として６科目を担当しています。「介護の仕事は大変」というマイナスイメージを少しでも明るくするために、日々活動しています。

また、帯広市の委託事業として一般介護予防事業「げんき活動コース」も担当しています。カラダとココロ両面からのアプローチを取り入れるため「機能改善体操ボディキネシス®」「脳活性化メソッドシナプソロジー®」「笑いヨガ」の資格を生かし、誰もが楽しめるような各種事業や講座、講演を実施しています。

そのほか、帯広市第２層生活支援コーディネーター、専門学校非常勤講師やＦＭラジオ市民パーソナリティ、イベントの司会、講演会の前座などを行っており、関わる人すべてが笑顔になれるように自分に何が出来るか、常に考えながら行動しています。

【輝く女性のチャレンジ賞】

個人名	大友　彩花	現職等	一般社団法人　営業部女子課の会 北海道花咲か特派員	住 所	旭川市

女性営業職の活躍を応援するコミュニティである全国組織、「一般社団法人 営業部女子課の会」に憧れ、「北海道でも開催したい」と思い、企画・運営をし、平成２９年度（２０１７年度）より北海道支局の２代目リーダーを務めています。

鉄鋼業界の営業職として働いていますが、この業界は男性が９割以上の男社会で、働き始めた当初は仕事の仕方に色々と悩みました。そのような中、出会ったのが「営業部女子課」です。

北海道の女性営業職が抱える「育児と営業の両立」などの様々な問題を解決するため、会社を超えて繋がることの出来る場を設けることによって、その活躍を通じて個の幸せ、企業貢献、地域経済の活性化に繋がるような活動を主催しています。

現在は、定期的な勉強会のほか、札幌市とトークセッションイベントの共同開催や、キャリア座談会など、様々な活動を行っています。

北海道は、土地の広さ同様、営業女性、営業に興味がある女性の活躍の可能性は無限大です。まだまだマイノリティな営業女子として、「従来の固定観念にとらわれない営業女子のロールモデル」として、営業部女子課の仲間たちとともに、営業職の楽しさや大切さを広めていく活動を続けていきます。

令和3年度(2021年度)第２回北海道男女平等参画審議会における質問事項について（回答）

番号	議題	資料番号	質問事項	回答
1	（２）－ウ	資料５	［指標項目　No.5　（１ページ）］ ・道の男性職員の育児休業取得率が、令和元年度8.1から令和2年度19.9ということで、素晴らしく伸びているが、この要因があれば、教えていただきたい。 ・数字が伸びているのはすごくいいことだと思うので、伸びている理由を、皆さんにアピールすることが大切だと思うし、私たちもそういうことを真似したいなと思っていますので、事例を積極的にPRしていただけたらと思う。	道では、男性職員の育児休業の取得促進に向け、「北海道特定事業主行動計画」等に基づき、以下の取組を実施しており、こうした取組の結果と考えています。 ・子育てに関する各種制度を庁内のイントラネットなどの情報媒体を通じて全職員に周知。 ・子育てに関する制度の趣旨やそれぞれの職員の役割について、各種研修やセミナーなどにおける講義の実施、全職員に対するセルフチェックシートの実施など、子育てしやすい職場環境づくりに向けた意識啓発の実施。 ・配偶者の出産を控えた男性職員に対し、管理職員が一ヶ月以上の休暇・休業の取得を勧奨した上で、本人と面談を行い、育児計画チェックシートを作成。 ・その他、育休者の代替職員の配置や、慣らし勤務による復帰支援、育児休業等をしやすい環境整備に関する取組など。 ・男性職員の育児休業の取得率をはじめとする計画の数値目標を道のＨＰで公表。
2	（２）－ウ	資料４－１ 資料５	［指標項目　No.5　（１ページ）］ ・資料4-1計画の概要版の6ページに、計画推進の指標項目があり目標値と目標年度が書かれています。資料5は新しくいくつか目標値が変わり、目標年度も変わっていますが、この男性職員の育児休業取得率だけは、目標年度が変わっていないのに目標値が10%から20%になっているのはなぜでしょうか。	資料4-1の目標値及び目標年度については、H27～R6年度を計画期間とした「北海道職員の子育て支援行動計画」に定めたものです。 当該計画については、女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画（H28～R1）」と統合する形で、R2年度から新たに「北海道特定事業主行動計画（R2～R6）」として見直しを行いました。その見直しの際に、当時の政府の目標（R2までに13%）や取組を踏まえ、男性職員が子育てに参加しやすい環境をさらに整えるため、数値目標を10%から20%に引き上げたものです。 なお、計画の終期がＲ６となるのは、子育て支援部分の計画の根拠法である次世代育成支援対策推進法がＲ６までの時限立法であるためです。
3	（２）－ウ	資料５	［指標項目　No.5、No.6　（１ページ）］ ・指標項目のNo.5とNo.6で男性の育児休業のそれぞれ数字の出方が違っているのは、その対象にしてる部局の方の違いなのかどうなのか。 ・指標項目のNo.5もNo.6もですが特に男性の育児休業取得率は、企業でも数字を出すけれども、中には、かなり広範囲で、育児休業を1日とっても取得したということでカウントしている。１日の取得だとほぼ「年休を取って子育てしました」ということと変わらないのに、そういうふうにカウントを取り、見せ方として率を上げているケースが見受けられる。なので、このカウントの取り方について、例えば1日から5日ぐらい取った人が何名ぐらいでといった、データの細かいご提示をいただければと思います。	No.5は北海道庁の知事部局等（各種委員会等（教育委員会、北海道警察を除く。）を含む。）における令和2年度の男性職員の取得率となっています。取得可能者１６１名中３２名が取得し、取得期間の分布は以下のとおりです。 ・5日未満　0% ・5日以上2週間未満　15.6% ・2週間以上1月未満　21.9% ・1月以上半年未満　34.4% ・半年以上1年未満　28.1% ・1年以上　0% 道では、職員に対し、１ヵ月以上の休暇・休業の取得を勧奨しており、職員にとって必要な日数を取得できる職場環境づくりに努めています。 指標項目No.5が北海道職員（男性職員）に対して実施した調査の数値であるのに対して、指標項目No.6は、道内の1,400の民間事業所に対して実施した「就業環境実態調査」の数値です。 No.6の調査においては、調査項目に育児休業の取得日数が無いため、取得日数は把握しておりません。 なお、厚生労働省が実施する「雇用均等基本調査」によれば、平成30年10月1日から令和元年９月30日までの１年間に配偶者が出産した男性のうち、令和２年10月1日までに育児休業を取得した者の割合は12.7%で、このうち、育休期間が５日未満の取得者の割合は28.33%となっております。